

地方銀行の収益強化対策—地銀 64 行による計量的分析—

山 口 三十四

貴 戸 崇 能

これまでの東京重視、地方軽視の政策により、地方の疲弊が急進し、限界集落がうなぎのぼりに増加している。その意味で、地域振興を担う地銀は非常に重要な役割を担っている。本稿ではこの点を考慮し、その計量的分析を行っている。すなわち、地方銀行の収益強化対策についての計量的研究が行われている。そして、歴史、モデル作成、二段階最小二乗法、推定、政策的インプリケーションとして論文を構成している。周知のように、地方銀行は地域密着型経営の推進に欠かせない存在である。しかし、自己資本比率と中小企業への積極的な貸出とはトレードオフ関係にあり、地方銀行は中小企業への積極的な貸出と自己資本比率の維持を両立しなければならないという困難がある。そのため、次の 3 つの提案、高い付加価値を持った金融サービスの提供に力を入れ、低付加価値事業の効率化を行い、強力なリスク管理を行うという 3 方向で、収益力向上を図らねばならないことがわかった。

キーワード：自己資本比率、地域密着型経営、コア業務純益、中小企業向け貸出額

目 次

- 1 はじめに
- 2 金融業界の歴史と現状
- 3 同時方程式モデルと仮説
- 4 二段階最小自乗法の計測結果
- 5 計測結果による政策的含蓄
- 6 おわりに

1 はじめに

農村地域から大都市への人口流出は、今に始まったものではないが、特に小泉内閣による地方の軽視により、地方の疲弊が加速し、限界集落がうなぎのぼりに増加している。しかし、

民主党の圧倒的な勝利により、少しは地方軽視に歯止めがかかるかと期待されたが、現実は限界集落が激増しているのが事実である。その意味で地銀は地方の発展にとり、非常に重要な役割を果たしている。本稿ではこの点について、計量的分析を行い、地銀の重要性と政策的含蓄を導き出すことを目的とするものである。

2 金融業界の歴史と現状

最初に、金融業界の歴史について概観し、近年の地方銀行における現状について述べることにする。金融業界は様々な規制が行われてきた業界である。2.1 および 2.2 では、それらの規制を中心として金融業界の歴史を述べる。2.1 では競争制限的規制について、2.2 では資本規制についてという 2 つの異なる視点からの説明を行う。つづいて、2.3 では、地方銀行の現状と役割について金融庁の出した政策をふまえて述べていくことにする。

2.1 銀行制度の歴史と金融規制緩和

ここでは銀行制度の歴史と金融規制緩和について述べることにしよう。

日本の銀行制度の歴史：日本における金融機関は長年の間、大蔵省によるきわめて幅広い規制・監督下にあった。それは、護送船団方式と言われたように最弱の金融機関でも経営を維持できるよう配慮されていたからである。そこで、ここではそれらの金融規制・監督について詳しく述べることにする。そのために、まず日本の銀行制度の歴史について簡単に述べ、以降の説明につなげていくことにしよう。日本の近代的な銀行制度の歴史は 1869 年に、為替会社が全国に 8 か所設立されたことによって始まった。そして、そうした試みが失敗した後、1872 年に「国立銀行条例」が制定され国立銀行の数が次第に増加していくこととなった。また、1890 年には「銀行条例」が公布され、国立銀行からの転換もあり普通銀行が目覚ましい発展を遂げた。そして、同年に公布された「貯蓄銀行条例」に基づく貯蓄銀行も著しく増加した。当時における日本の銀行制度はイギリス流の商業銀行主義を建て前とするものであった。

しかし、明治政府による殖産興業政策を金融面から支えるために、日清戦争後にはさまざまな特殊銀行が設立された。それらは、日本勧業銀行（1897 年）、農工銀行（1898～1900 年）、北海道拓殖銀行（1900 年）および日本興業銀行（1902 年）であった。そして、日本の普通銀行は 1901 年の 1867 行をピークとして次第に減少していった。第 1 次世界大戦後における 1920 年の恐慌や 1927 年の金融恐慌を経て銀行合同が進み、中小銀行は整理されることになった。その一方で、少数の大銀行がその支配的地位を築いていったのである。そして、

1932 年末には普通銀行の数は、538 行にまで減少した。それ以降は、軍事体制強化のために地方銀行の合同が一段と進められ、1945 年には 61 行にまで減少することとなった。これにより、1 県 1 行主義がほぼ達成されるに至ったのである。この頃、貯蓄銀行の数も急速に減少し、特殊銀行については戦時体制下での統制が強化された。

第 2 次世界大戦後、日本の銀行制度は経済復興のために大きく 3 つに分けて再編成された。第 1 は、長期信用銀行、信託銀行という長期金融専門機関が建設・整備されたことである。それには、経済自立を達成するための重化学工業の振興と輸出促進を達成するために必要な長期資金を供給するという狙いがあった。第 2 は、失業問題や経済の二重構造問題に対処するために、相互銀行、信用金庫および信用組合などからなる中小企業専門機関が整備・拡充されたことである。そして、第 3 は、民間金融機関による資金供給を補完するために様々な政府系金融機関が設立されたことである。このようにして、現在に至る日本の銀行制度の骨格が形成されたのである。その後、日本において、銀行は「護送船団行政」と形容されたよう、長年の間大蔵省によるきわめて幅広い規制・監督下におかれた。そのため、規制に守られた銀行では横並び体質が蔓延していくことになるのである。そこで、つづいて、金融機関に対する規制・監督について詳しく述べていくことにする。

金融規制・監督の手段：ここでは、金融規制・監督が必要である理由を説明し、どのような規制・監督が行われていたかについて述べることにする。金融システムの健全性・安定性を維持するためには、個々の金融機関が、本来の役割であるリスク・テーキングを適切に行いながら、収益の極大化を図れるような市場環境を整備することが必要である。そして、適切なリスク・テーキングを行わない金融機関は自由な市場メカニズムにより淘汰される必要がある。しかし、自由な市場メカニズムに依存するだけでは、このことが達成されない場合がある。その理由として以下の 2 つの問題が挙げられる。第 1 に、情報の非対称性の問題である。預金者は、自分が預金をしている金融機関の経営状態に関して必ずしも十分な情報を持っていない。預金者が、仮にその金融機関の経営の健全性に疑問が生じたとする。そのとき、大きな情報収集コストを支払ってその金融機関の経営状態を調べるよりは、ただちに預金を引き出した方が合理的な行動となるのである。したがって、預金を提供する金融機関は、常に預金引き出しの危険性にさらされているのである。第 2 に、外部不経済の問題である。ある金融機関が経営破綻を起こすと、金融システム全体に対する預金者の信認が損なわれる。その事態が、金融機関の連鎖的な破綻を招き、支払い決済システムの機能停止や金融仲介機能の停止などの事態につながる危険性があるのである。このような問題に対して、自由な市場メカニズムによる解決には限界がある。そのため、このような「市場の失敗」を補うものとして、公的当局による金融規制・監督が求められるのである。

また、金融規制・監督の手段は事前的規制・監督、事後の規制・監督の 2 つに分けられる。

事前的規制・監督とは、金融機関の通常の経営活動に関して一定の規制を加える方法のことであり、それらはさらに以下の3点に分けられる。第1は、金融機関の活動を直接的に規制する競争制限的規制である。具体的には、参入規制、店舗等の規制、業務分野の規制および金利規制が挙げられる。第2は、金融機関の活動を間接的に規制する健全経営規制である。具体的には国際決済銀行（BIS）による自己資本比率規制が挙げられる。第3は、金融機関に対する監査・考查である。それに対して、事後的規制・監督とは、金融機関が経営上の危機に陥った場合の事後的な処理過程に介入する方法である。具体例には、預金保険制度やセーフティ・ネットがある。

以上のような手段を用いることで、金融システムの安全性・健全性を維持していくことが金融規制・監督の目的であった。しかし、事前的規制・監督である競争制限的規制については、市場規律の発揮を妨げるものである以上、基本的には撤廃されるべきものである。日本においても、従来において存在した広範な競争制限的規制のほとんどが、次項で説明する1996年からの「日本版ビッグ・バン」もあって、すでに撤廃されてきている。

競争制限的規制の緩和：日本において競争制限的規制は、金融機関の業務範囲に関する規制、金利に関する規制、国内と海外の金融市场を分断する規制の3つが代表的であった。ここでは、それらの3つの規制がどのように撤廃・緩和されていったのかについて述べていくことにしよう。第1に、金融機関の業務範囲に関する規制について説明する。従来の日本では、金融機関の業務分野に関して3つの規制が実施されてきた。第1の規制は、長短金利の分離である。長短金融の分離とは、主として短期金融を行う長期信用銀行と信託銀行の分離のことである。第2の規制は、銀行・信託の分離である。銀行・信託の分離とは、1つの銀行が預金業務と信託業務を兼営することを原則として禁止する規制である。さらに、第3の規制は、銀行・証券の分離である。銀行・証券の分離とは1947年の「証券取引法」によるもので、銀行が公債を除いた証券業務を兼営することを禁止している。

しかし、1970年代後半以降、金融革新が進行するもとで長短金融の分離に関しては、貸出などの資金運用面を中心になしくずし的な同質化が進んだ。また、銀行・信託の分離についても緩和・撤廃を求める動きが見られた。そして、証券・信託の分離に関しては、銀行による1983年の公債窓口販売の開始、1984年の公債ディーリングの開始、証券会社による1984年の資金総合口座の開発といった形で、しだいに規制が緩和された。こうした状況のもと、1991年6月の金融制度調査会報告書「新しい金融制度について」では、利用者の立場、国際性、金融秩序の維持という3つの視点から従来の金融制度を検討することが必要とされた。そして、この3つの視点により、諸外国と同様に各業態の金融機関が幅広い相互参入を行うのが適当であると結論づけた。また、「新しい金融制度について」を受けて、1992年6月には「金融制度改革法」が成立した。そして、1993年4月からは銀行、信託銀行お

より証券会社が、業態ごとに 50 %超の株式を保有する子会社を設立して相互に参入することが可能になったのである。

さらに、1996 年には、橋本龍太郎首相によって「日本版ビッグ・バン」構想が打ち出された。「日本版ビッグ・バン」では、2001 年までに日本の金融システムを「フリー (free)、フェア (fair)、グローバル (global)」なものに改革することを狙いとして、大胆な規制緩和が相次いで実施に移された。「日本版ビッグ・バン」により、銀行、証券、保険などのあらゆる業務分野の垣根は可能な限り取り払われ、各金融業態の間での相互参入と競争が促進されるようになった。具体的には、1998 年 12 月の銀行による投資信託の窓口販売解禁、1999 年 10 月の証券業の登録制への移行と保険業による銀行業への参入、2001 年 4 月の銀行などによる保険の窓口販売解禁といった規制緩和が行われた。また、1998 年 2 月の金融持株会社の解禁によって、多くの金融業態を結合したグループ結成が進められた。さらに、異業種から金融分野に参入する事例が見られるようになったことについても「日本版ビッグ・バン」の成果といえるであろう。

第 2 に、金利に関する規制の緩和について説明する。金利に関しては、高度経済成長期を通じて預本金利を中心に広範な規制が実施されてきた。預本金利規制は、1947 年の「臨時金利調整法」に基づいて行われていた。そして、「臨時金利調整法」による預本金利の最高限度は、日本銀行政策委員会が金利調整審議会に諮問することで決定されることになっていた。こうした預本金利規制は、1970 年代後半以降、自由金利の現先市場の拡大や証券会社による中期国債ファンドの発売などを背景に、段階的に緩和され、1993 年には定期性預金が完全に自由化された。また、当座預金を除いた流動性預金についても 1994 年に金利自由化が実現された。上述した「日本版ビッグ・バン」との関連では、株式売買手数料が 1999 年 10 月までに完全自由化された。また、火災保険・自動車保険などの分野で、1998 年 10 月に保険料率が自由化され横並びの保険料率が崩れた。

第 3 に、国内と海外の金融市场を分断する規制について説明する。内外市場の分断規制については、1949 年に制定された「外国為替および外国貿易管理法（外為法）」により、対外的な資本取引は原則として禁止されていた。しかし、1973 年の変動為替相場制度への移行に伴い、自由な国際的資本取引に対する要望が高まってきたことから、1977 年以降為替管理の緩和が段階的に進行した。1980 年には全面的に改正された新外為法が施行され、資本取引は原則自由へと転換した。また、1984 年には「日米円ドル委員会報告書」が発表され、広範な自由化措置が提言された。その後、1984 年には円転換規制の撤廃、1985 年には外国銀行の信託業務への参入がそれぞれ実現した。さらに、1996 年 12 月には「日本版ビッグ・バン」の先頭を切る形で外為法の改正案がまとめられ、1998 年 4 月から「外国為替および外国貿易法（新外為法）」として施行された。新外為法では、企業や個人が海外の企業や個

人と自由に資本取引・決済などを行えるようになった。また、従来の外国為替公認銀行制度が廃止され、外国為替業務への参入が自由化された。以上のような規制緩和により、企業や個人は海外の企業や個人と自由に資本取引・決済等を行えるようになったのである。

2.2 BIS規制の歴史

つづいて、BIS規制の歴史について述べることにする。

BISとバーゼル銀行監督委員会：これまでに述べたように、日本において存在した競争制限的規制は自由な市場メカニズムを歪めるものであるとして撤廃されてきた。そのため、資本規制が現在の金融システムの健全化・安定化を維持するための政策の中心となっている。したがって、資本規制の実際の効果について分析することは非常に有意義であるといえるであろう。そこで、本項では、自己資本比率規制の歴史と現状について概観していくことにしよう。

BIS（国際決済銀行）はもともとベルサイユ条約に基づくドイツの賠償金の問題を取り扱うために1930年に設立された。BIS設立の主な目的は、ドイツの賠償問題のヤング案に関するヤング債の受託と賠償金の引渡しに関する総代理人としての役割を果たすことであった。しかし、その翌年にはフーバー・モラトリアムにより賠償金支払いが停止されたため、BISはその主要な役割を失うことになる。その結果、1944年のブレトンウッズ会議での清算が決議されてしまった。しかし、この決議は実行されないまま、主要国中央銀行総裁月例会議の場となるなどして、逆にその存在を確かなものとしてきた。主要国中央銀行総裁会議は、IMFに加盟している10カ国が、IMFの外側に資金を募ることに合意したことによって発している。そして、主要国中央銀行総裁会議は1963年からBISの総会の機会を利用して開かれるようになった。現在のBISの目的は、金融システムの世界的な安定化を図ることであり、各国の中央銀行の協力を推進することをその活動の中心にしている。

主要国中央銀行総裁会議のもとには、いくつかの委員会が構成されている。その中の1つがバーゼル銀行監督委員会である。この委員会は、銀行の監督業務についての協力体制を強化することを目的として1974年に設立され、1年に4回の会合を開いている。委員会は、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ルクセンブルク、オランダ、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリスおよびアメリカの各國のメンバーから構成されている。この委員会の決定は、法的な拘束力をもつものではないが、ここで決められた銀行監督に関するガイドラインは、各國の銀行の監督業務のあり方について、大きな影響力を持つものである。バーゼル銀行監督委員会が、国際的に活動する銀行の健全性を確保するために決めたものがBIS規制である。そして、BIS規制により銀行の直面しているリスクに応じて自己資本を積むことを義務付け、健全性を保持させようとしているのである。

BIS規制：自己資本比率を計算するためには、大きく分けて、ギヤリング・レシオ方式と呼ばれるものと、リスクアセット・レシオ方式と呼ばれるものの 2 つの方式がある。ギヤリング・レシオ方式では、銀行は、銀行資産を単純合計した結果に対して一定率の自己資本を積むことを求められることになる。また、リスクアセット・レシオ方式では、さまざまな銀行資産をリスクごとに分類・集計し、それぞれにリスクウエイトをかけて合計したリスクアセットを求める。そして銀行は、このリスクアセットに対して、一定率の自己資本を積むことが求められることになる。日本では、1988 年までは、単純な方式であるギヤリング・レシオ方式が用いられていた。

しかし、1988 年に、バーゼル銀行監督委員会において、リスクアセット・レシオに関する国際統一基準が合意されることになった。この合意を受けて、日本でも 1988 年からは、海外拠点を有する銀行については、銀行資産のリスクを反映したリスクアセット・レシオ方式に移行している。この合意はバーゼル合意と呼ばれている。バーゼル合意に至った背景として、国際的な活動をしている銀行における競争条件の統一化を図る必要があるという共通認識があった。バーゼル合意は、最初の BIS 規制であり、BIS 第 1 次規制と呼ばれている。BIS 第 1 次規制においては、考慮している銀行のリスクは、基本的には、銀行資産の信用リスクである。具体的な目標値は、自己資本をリスクアセットの総額で割ることで計算される自己資本比率の値を、1992 年末までに 8 % 以上にすることであった。

しかし、その後市場リスクについても自己資本を積むべきであるという議論が活発に行われ、1996 年に BIS 第 2 次規制が定められた。BIS 第 2 次規制では、トレーディング勘定の金利・株式リスク、銀行の全ポジションに対する外為・コモディティ・リスクに対しても自己資本を積むことが求められた。第 1 次規制でカバーされている信用リスクに加えて、第 2 次規制では、市場リスクもカバーすることになったのである。市場リスクの大きさを測る手法として、バーゼル銀行監督委員会が独自に決めた方法が用いられた。しかし、各銀行が自行のリスク管理に使用している方法を用いてリスク管理を行うことも認められた。その際、銀行は独自にモデルを作成して市場リスクを測ることになる。このモデルは内部モデルと呼ばれている。バーゼル銀行監督委員会が定めた方法を用いて市場リスクを測ることを標準的アプローチ、各銀行の内部モデルを用いて市場リスクを測ることを内部モデル・アプローチと呼んでいる。

内部モデル・アプローチを採用するためには、使用しているモデルに関しては一定の基準を満たす必要があり、すべての銀行が採用できるものではない。先端的な金融技術を用いて業務を行っている銀行は、自行のリスク管理のために精密なモデルを作成して、リスク管理を行っている。このような銀行に関しては、実際のリスク管理に使用している内部モデルを、BIS 規制のためのリスク量を測ることにも用いることができる。そのとき、内部モデルを

用いることにより内部のリスク管理とBIS規制がより密接に整合することになり、より効率的に銀行業務が営まれることが期待されるのである。

新BIS規制：以上で述べたように、BIS第2次規制によって市場リスクを考慮した資本規制が適用された。しかし、現行の制度では信用リスクをカバーできていないという問題点が存在する。そこで、本項では、信用リスクについても考慮されている新BIS規制について述べることにする。近年の金融システムを取り巻く技術環境は大きく変化している。そのため、バーゼル銀行委員会は、よりリスクに感応的な規制体系を形成するために、1999年に新しい基準に関する市中協議ペーパーを発表した。当初は、この市中協議ペーパーに寄せられる意見を考慮したうえで、2001年の末に最終的な新しい基準を発表し、2004年の実行を目指していた。しかし、多くの問題点が指摘されたため予定が変更され、現在では2007年3月から適用される方針である。

この新しい規制はBIS第3次規制（新BIS規制）とも呼ばれている。BIS第3次規制において最も重要な改正点は、貸出先の信用格付けにより必要自己資本に差をつけることである。現行方式では、OECD諸国の中央政府・中央銀行向け債権およびOECD諸国の中央政府債権で担保されるかOECD諸国の中央政府に保証された債権は、リスクウエイトは0%と決められている。また、OECD諸国の銀行向け債権、OECD諸国の銀行によって保証された債権および自国を除くOECD諸国の中央政府以外の公共部門向け債権はリスクウエイトが20%である。さらに、抵当権で完全に保全された住宅用貸付などはリスクウエイトが50%、民間部門向け債権などはリスクウエイトが100%となっている。このように、現行方式ではリスクウエイトに貸出先の信用格付は影響を与えていないのである。そして、貸出先の実際のリスクにかかわらず一律のリスクウエイトが使用されていることは、現在のように企業によってその倒産リスクが著しく異なる時代背景には適合していない。そのため、BIS第3次規制の市中協議ペーパーでは、外部の信用評価機関の格付けを利用して、各債権の信用リスクを評価し、それぞれに異なったリスクウエイトを用いることになっている。

最後に、日本においてBIS規制が地方銀行に与えた影響について、地方銀行の現状を踏まえて簡単に説明しておく。これまで説明してきたように、現行のBIS第2次規制では、リスクウエイトに貸出先の信用格付は影響されず、民間企業に対しては一律に100%である。そのため、優良企業に対する貸出であっても、銀行は貸出額が大きくなるほど自己資本比率が低下することになるのである。このことから、地方銀行では、中小企業への貸出が消極的になってしまふ事態が起きているのである。しかし、近年、地方銀行は金融庁の政策等により中小企業へ積極的に貸し出しを行っていくことなど、地域に根ざした経営が求められている。つまり、地方銀行は一方では厳しい資本規制により貸出が制限され、一方では積極的に

貸出を行うことが求められるという矛盾した状況におかれているのである。なお、ここで少し触れた地方銀行の現状や地域への取り組みについては次節で詳しく述べることにする。

2.3 地域金融の現状と金融行政

これまで、規制緩和、BIS 規制というテーマで金融業界全体の歴史について述べてきた。地方銀行は、厳しい資本規制を達成しつつ地域金融機関としての地域への貢献という役割を果たさなければならない立場にいるのである。そこで、ここでは、近年における、地方銀行の役割と現状について、政府の政策を中心に述べていくこととする。バブルの崩壊によって、1990 年代日本を襲った巨額の不良債権問題は政府の主要課題であったが、迅速な対応はなされてこなかった。このような状況で、日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を作ることを目的として、2003 年 3 月に金融庁から金融再生プログラムが発表された。

金融再生プログラムでは、主要行の不良債権問題を解決する必要があるとして、主要行の資産査定の厳格化、自己資本の充実、ガバナンスの強化といった目的で大きく分けて 2 つの改革を提案した。第 1 に、中小企業貸出に対する十分な配慮である。中小企業は地方経済に多大な影響を与えるので、地方銀行が中小企業に対する貸出を増やせば地域経済の活性化につながると考えたのである。具体的には、中小企業の資金ニーズに応えられるだけの経営能力と行動力を備えた新しい貸し手の参入のために、銀行免許認可の迅速化や中小企業貸出信託会社の設置推進などが積極的に検討された。さらに、実態に合わせて中小企業の再生をサポートできるよう、信託機能やデット・エクイティ・スワップ等の活用など、金融上の仕組みの整備も行われた。第 2 に、2004 年度に向けた不良債権問題の終結である。具体的には、大企業に比べ不良債権処理が遅れる中小企業に対して、金融危機のおそれが生じた場合には、金融庁は責任をもって適切な対応をとる。さらに、必要に応じて、現行の預金保険法に基づき、速やかに公的資金を投入することで健全性を維持するというものである。

これらの金融再生プログラムを踏まえた上で 2003 年 3 月に政府はリレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラムを発表した。リレーションシップバンキングとは一般的には金融機関における顧客密着型の経営と解釈される。つまり、金融機関と顧客が親密な関係を築くことで顧客に関する情報を蓄積し、貸出等の金融サービスの提供に役立てていくようなビジネスモデルを指す。リレーションシップバンキングの機能強化を実現するためには、中小・地域金融機関の不良債権の特性を踏まえた処理を推進することが大切である。そのためには、不良債権の処理に関して、地域の中小企業とのリスクの共同管理やコストの共同負担を通じて、借り手と貸し手双方の健全性を確保していくことが必要である。また、地域経済に与える影響を念頭に置いた経営や、適切な償却・引当により金融機関

の健全性を確保しつつ不良債権処理を行うことが肝要である。

アクションプログラムでは、以上のようなリレーションシップバンキングの機能強化を図るための集中改善期間として、2003年から2004年度の2年間が設けられた。そして、アクションプログラムでは、以下の4つの基本的な考え方が示された。地域密着型金融の継続的な推進、本質を踏まえた上での地域密着型金融の推進、地域の特性や利用者ニーズを踏まえた「選択と集中」による推進および情報開示等の推進である。具体的な取り組みは、以下の3つの柱に分けて整理する。第1に、創業・新事業支援機能等の強化、事業再生に向けた積極的取り組みおよび担保・保証に過度に依存しない融資の推進による事業再生・中小企業金融の円滑化である。第2に、収益管理体制の整備と収益力の向上、ガバナンスの強化、ITの戦略的活用および協同組織中央機関の機能強化による経営力の強化である。そして第3に、地域の利用者の利便性向上である。そのためには、地域貢献等に関する情報開示や地域における利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立といった取り組みが必要であると示された。以上のようにアクションプログラムでは、地方銀行の取り組むべき課題が具体化された。金融機関は長期的な取引関係から得られた情報を活用し、融資先企業の経営状況等を的確に把握することができる。そして、中小企業等への金融仲介機能を強化するとともに、金融機関自身の収益向上を図ることがアクションプログラムの目的であった。しかし、地方銀行においてその取り組みの度合いには、大きなばらつきが存在したのである。

2003年に発表されたリレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラムに対して、金融庁は一定の成果が出たという見方をしている。具体的には、不良債権の処理が進んだこと、中小企業への融資に対する姿勢や支援に向けた取り組みが改善したことなどが挙げられる。しかし、現場でのノウハウの浸透が不十分であること、金融機関ごとに取り組み方に大きな差があることなどの問題も残されていた。実際のところ現場では、不良債権処理に偏った政策が行われたため地域密着型金融への取り組みは進まなかったところが多いと見られている。以上の結果を受けて、金融庁は2004年12月に金融改革プログラムにおいて2005年度以降の金融行政施策を発表した。金融改革プログラムは、金融危機から脱却し将来の望ましい金融システムを目指す局面に転換しているとの認識のもとで組み立てられた。その内容は、金融システムとして「官」ではなく「民」の力によって金融サービスの利用者の満足度が高く、国際的にも高い評価が得られるものを目指すというものであった。

金融改革プログラムでは、具体的施策として以下の5つの視点が示された。顧客利便性と利用者保護、ITの戦略的活用による金融機関の競争力向上と金融市場インフラの整備、国際金融への本格的関与、地域経済への貢献および信頼される金融行政の確立である。そして、第4の視点である地域経済への貢献が地方銀行にとって大きな意味を持っている。地域経済

への貢献は、中小・地域金融機関の経営力強化による地域の中小企業金融の円滑化によって果たされる。そして、地域の中小企業金融の円滑化を実現するためには、リレーションシップバンキングの機能強化をこれまで以上に徹底していかなければならないのである。この考え方方は、基本的には金融再生プログラムの時と同じであるが、金融改革プログラムでは、新たに各金融機関の自主性を尊重する記載が盛り込まれている。

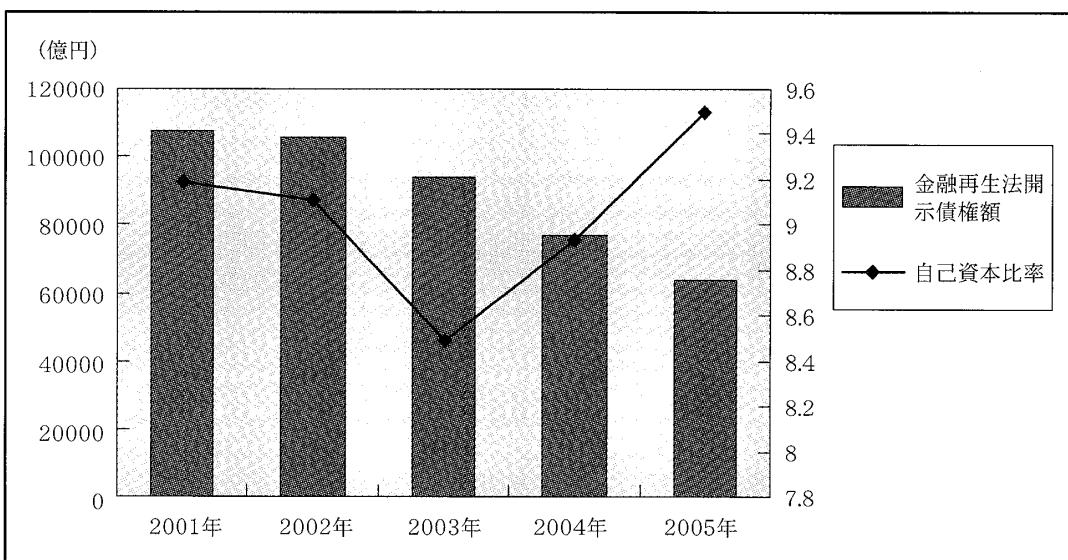
最後に、地方銀行の現状について少し述べておく。近年の地方銀行は、金融庁による金融再生プログラム、金融改革プログラムを経て不良債権の処理が進み、経営の健全化・安定化が図られてきた。しかし、顧客密着型経営への取り組みの成果は、銀行によってばらつきがあり、中小企業への融資が消極的な銀行は今も数多く存在する。そして、全体をみると地方銀行は収益力という点で、大手都市銀行に比べてまだ劣っているといえる。つまり、地方銀行における今後の政策目標は、不良債権の処理を進める段階から収益力強化を目指す段階へとシフトしていくであろう。要するに、これから的地方銀行は、地域への貢献とそれとの収益力の強化を同時に目指していかなければならないのである。そこで、ここでは、BIS 規制の問題点、地域密着型経営への取り組みに着目しながら、地方銀行の収益力強化に向けた分析を行っていくことにする。

2.4 地方銀行の現状

最初に、地方銀行の現状について見ることにする。データは地方銀行協会のホームページから入手し、グラフ化したものである。まず、図1は地方銀行全体における自己資本比率および金融再生法開示債権額の推移を示している。なお、自己資本比率においては国内基準行の平均値である。グラフから分かるように、自己資本比率は2003年度から増加している、一方、金融再生法開示債権額は減少傾向にある。これは、金融再生プログラム、金融改革プログラムの成果として不良債権の処理が進み経営の健全化が図られてきていることを示していると考えられる。自己資本比率においては2005年度には、国内基準行における平均で9.5%まで上昇しており地方銀行には積極的な貸出を行っていくための体力は備わっていると考えられる。

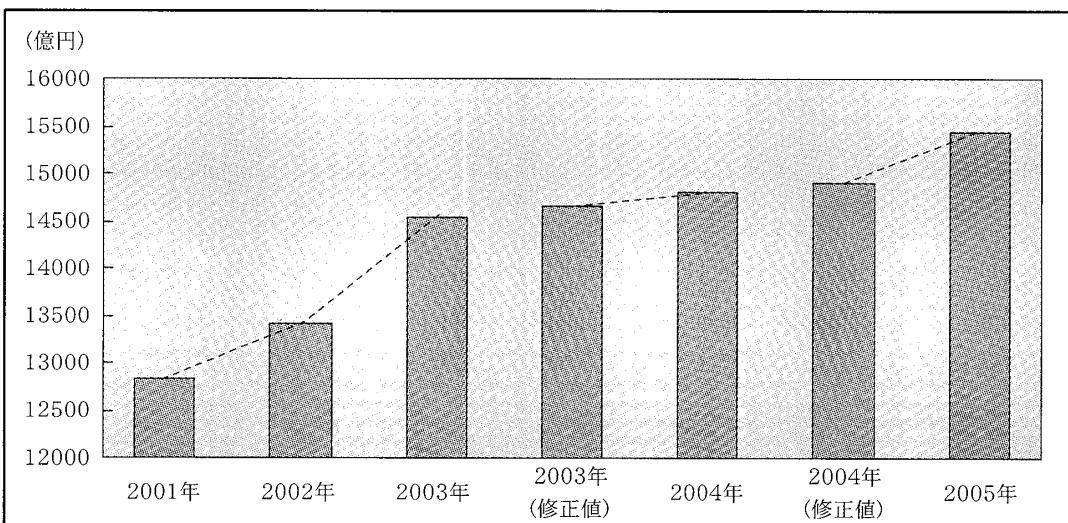
つづいて、図2においてコア業務純益の推移、図3において資金運用収支と役務取引収支の推移を示した¹⁾。なお、これらの図において2003年（修正値）および2004年（修正値）という表示のデータを入れている。これは2004年10月に西日本銀行と福岡シティ銀行が合併したため、次年度と比較することができるよう修正を加えた値である。これらの図を比較しながら見ていくこととする。図2から分かるように、近年の地方銀行においてコア業務純益は増加の傾向にあり、収益力は高まりつつあるといえる。しかし、図3から分かるように役務取引収支は増加しているが資金運用収支は減少しているのである。つまり、近年にお

図1 金融再生法開示債権額および自己資本比率の推移



出所：地方銀行協会ホームページ

図2 地方銀行におけるコア業務純益の推移

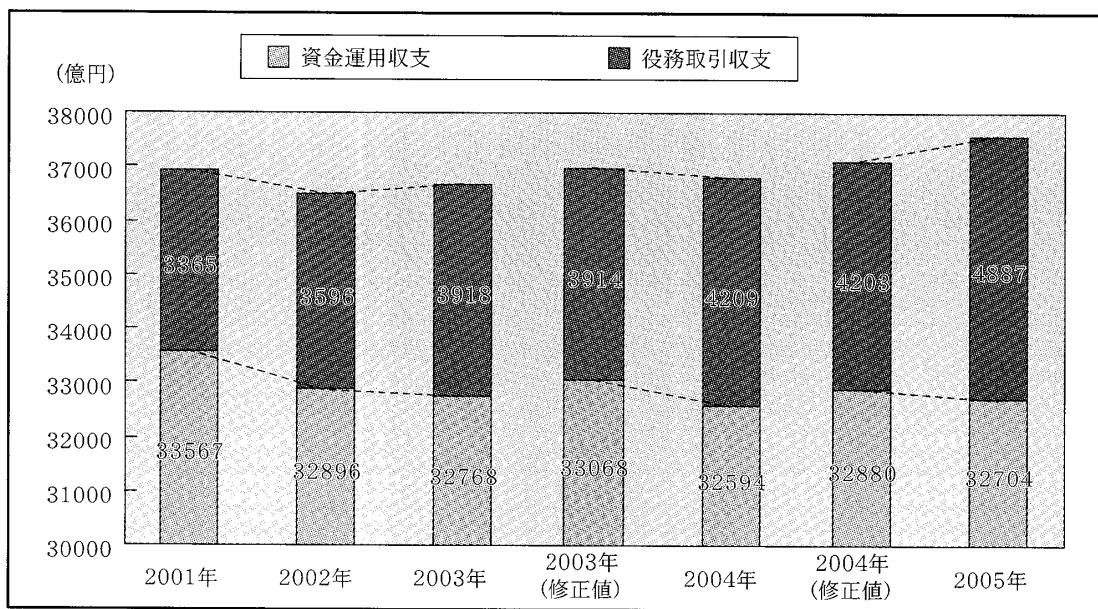


出所：地方銀行協会ホームページ

注：2003年（修正値）および2004年（修正値）：2004年10月の西日本銀行と福岡シティ銀行が合併により比較できなくなったデータを修正したもの

いて地方銀行は、銀行本来の業務である預貸業務等における収益の減少を投資信託販売等リテール業務による手数料収入の増加で補っていること分かる。投資信託販売等の人向け金融の分野は、近年急激に拡大しており異業種からの参入が激しい分野である。また、郵政民営化によって郵便局も投資信託業務を拡大しており、今後個人向け金融の分野ではさらなる競争の激化が予測されているのである。そのため、今後地方銀行では預貸業務における収益の減少をリテール業務だけでは補いきれなくなるだろう。以上のことから、地方銀行では中小企業への貸出強化の方法を探っていくなければならないのである。

図3 資金運用収支と役務取引収支の比較



出所：地方銀行協会ホームページ

注：2003年（修正値）および2004年（修正値）：2004年10月の西日本銀行と福岡シティ銀行が合併により比較できなくなったデータを修正したもの。

3 同時方程式モデルと仮説

3.1. 同時方程式モデルの作成

以上のように、地方銀行の自己資本比率、コア業務純益、資金運用収支や役務取引融資等の実態が理解できた。そこで、ここではモデル化し、計量的分析を行うことにしよう。本論文のモデルは次のような式から成り立っている。

- ① 資金運用収支 = f (中小企業向け貸出額、大企業向け貸出額、県内事業所数、都市銀行貸出額)
- ② 役務取引収支 = f (投信取扱額、店舗数、地方銀行預金額)
- ③ コア業務純益 = f (中小企業向け貸出額、大企業向け貸出額、店舗数)
- ④ 中小企業向け貸出額 = f (大企業向け貸出額、県内事業所数、自己資本比率、ダミー変数)
- ⑤ 大企業向け貸出額 = f (中小企業向け貸出額、県内事業所数、自己資本比率、ダミー変数)
- ⑥ 投信取扱額 = f (預金シェア、一人当たり県民所得、資金運用収支)
- ⑦ 県内事業所数 = f (中小企業向け貸出額、大企業向け貸出額、一人当たり県民所得、都市銀行貸出額)

ここで、

内生変数（7個）資金運用収支、役務取引収支、コア業務純益、中小企業向け貸出額、大企業向け貸出額、投信取扱額、県内事業所数である。

外生変数（7個）都市銀行貸出額、地方銀行預金額、店舗数、自己資本比率、預金シェア、一人当たり県民所得、ダミー変数である。ここで、モデルの各式は全て過剰認定なので、二段階最小自乗法により推定することにする。

そこで、各モデル式の作成した意図について説明しよう。このモデルでは収益力について資金運用収支、役務取引収支およびコア業務純益の3つの従属変数を用いている。これは、どの業務から収益があげられているのかをより詳しく分析するためである。また、中小企業向け貸出額および大企業向け貸出額は資金運用収支に、投信取扱額は役務取引収支に大きな影響を与えていていると考えられる指標である。これらを従属変数として採用することで収益力に関して直接的および間接的要因について分析を行えるようにした。さらに、県内事業所数を従属変数として用いることによって、地方銀行と地域経済の関連性についても考慮できるようにした。つづいて使用するデータについての説明を行うことにする。まず、資金運用収支、役務取引収支、中小企業貸出額、大企業向け貸出額、投信取扱額、店舗数、地方銀行預金額、自己資本比率および預金シェアはすべて地方銀行に関するデータである。なお、大企業向け貸出額は、各地方銀行の貸出額から中小企業向け貸出額を引いたものである。

また、預金シェアは、各地方銀行の預金額をその地方銀行の所在地の都道府県にある銀行の預金額の合計で割った値である。ダミー変数については、足利銀行の自己資本比率が公的資金注入のために負の値をとっているため導入している。分析の対象は地方銀行64行であり、標本数は64である。そのため、都道府県別のデータ（県内事業所数、都市銀行貸出額、一人当たり県民所得）は、本店所在地が同一の都道府県内の場合には、重複して用い、標本数を揃えている。各データの出所は、資金運用収支、役務取引収支、投信取扱額、および、店舗数については各地方銀行のホームページである。その他の地方銀行の財務データについては、全国地方銀行協会ホームページの統計資料を用いた。また、都市銀行のデータは『金融マップ2004年度版』より入手した。各都道府県における一人当たり県民所得、県内事業所数は、総務省統計局のホームページより入手した。また、預金シェアを求める際の県別の銀行の預金額については、日本銀行ホームページより入手した。

3.2. モデルにおける仮説

つづいて、同時方程式における仮説を示すことにしよう。

- ① 資金運用収支 = f (中小企業向け貸出額、大企業向け貸出額、県内事業所数、都市銀行貸出額)

貸出額が増えるとそれによる収益である資金運用収支は増えると考えられる。そのため、資金運用収支に対して中小企業向け貸出額と大企業向け貸出額はともに正の影響を与えるであろう。また、県内における事業所の数が多いほど資金需要が多くなるので、資金運用収支は増えるであろう。さらに、大手企業を中心とした企業の間接金融離れに伴い、都市銀行は貸出先の範囲を広げ地方銀行と優良な貸出先を取り合っている。そのため、都市銀行貸出額の増加により、地方銀行は資金運用収支を得る機会を失うことになるであろう。

② 役務取引収支 = f (投信取扱額、店舗数、地方銀行預金額)

投資信託の取扱額が増えると、投資信託の販売業務等から得られる手数料収入は増えるであろう。また、近年増加している手数料収入の大部分が投資信託販売等のリテール業務の拡大によるものである。個人を対象にするリテール業務においては、一度に得られる手数料等の収入の絶対額は小さい。このため、信用リスク管理の面からも、リテール業務においては規模の拡大が重要な要素となる。これらの理由から、店舗数が多いほど役務取引収支は大きくなるであろう。さらに、銀行の預金額が増えると振込手数料等の役務取引収益を得る機会が増える。したがって、預金額は役務取引収支に正の影響を与えるであろう。

③ コア業務純益 = f (中小企業向け貸出額、大企業向け貸出額、店舗数)

中小企業向け貸出額が大きい地方銀行は、その地域独自の情報を活かすことによってその地域に根付いた経営を実践していると考えられる。地域に根付いた経営を実践できている地方銀行はそれにより大きな収益をあげることができるであろう。また、大企業は債務の返済能力が高いことが多く、大企業向け貸出の信用リスクは中小企業よりも小さいであろう。そのため、大企業向け貸出額が大きい地方銀行はそれだけ、多くの優良顧客を抱え込んでいると考えられる。したがって、大企業向け貸出額はコア業務純益に正の影響を与えるであろう。さらに、幅広い店舗網を持つ銀行は、利便性の面から預金や貸出だけでなく投資信託販売等の幅広い業務で優位性を持つと考えられる。また、規模の経済性により経営の効率化を図ることができるであろう。したがって、店舗数はコア業務純益に正の影響を与えるであろう。

④ 中小企業向け貸出額 = f (大企業向け貸出額、県内事業所数、自己資本比率、ダミー変数)

地元の有力な企業に多く貸出を行っている地方銀行は信用も高く、中小企業への貸出に関しても優位性を持っていると考えられる。そのため、大企業向け貸出額は中小企業向け貸出額に正の影響を与えるであろう。さらに、県内の事業所数が多いとそれだけ資金需要が大きくなるので、県内事業所数は中小企業向け貸出額に正の影響を与えるであろう。また、第2章で述べたように現行のBIS規制では、自己資本比率を求める際に使用するリスクウエイトが民間部門向けでは100%で固定されており、リスクウエイトに貸出先の信用格付けは影響を与えていない。したがって、地方銀行には高い自己資本比率を保つために民間部門への貸出を抑えるインセンティブが生じる。このような理由から、比較的に信用リスクの高いと

考えられる中小企業へ向けた貸出は抑えられてしまうことが考えられる。したがって、自己資本比率は中小企業向け貸出額に負の影響を与えるであろう。

⑤ 大企業向け貸出額 = f (中小企業向け貸出額、県内事業所数、自己資本比率、ダミー変数)

中小企業へ積極的に貸出を行っていくことのできる優良地方銀行は、大企業にも多数の優良顧客を抱えていると考えられる。そのため、中小企業向け貸出額は大企業向け貸出額に正の影響を与えるであろう。また、県内の事業所数が多いとその中に含まれる大企業の数も多くなる。そのため、大企業からの資金需要が多くなるので、県内事業所数は大企業向け貸出額に正の影響を与えるであろう。BIS規制の影響で自己資本比率を維持するために銀行は民間企業へ貸出を抑えることも考えられる。そのとき地方銀行は、まず信用リスクの大きな中小企業の貸出を抑える行動に出るであろう。そのため、BIS規制による大企業向け貸出への影響は小さいと考えられる。一方、自己資本比率は健全性を表す指標である。健全な経営を行っている地方銀行は、信用力があり優秀な大企業の顧客を多数抱えていると考えられる。このような理由から、自己資本比率は大企業向け貸出額に対して正の影響を与えるであろう。

⑥ 投信取扱額 = f (預金シェア、一人当たり県民所得、資金運用収支)

預金シェアはそれぞれの地域に対して果たすべき役割の大きさを表す指標として用いている。預金シェアの値が大きいほど、県内でのその銀行の責任が大きくなると考えられる。例えば、預金シェアが0.9であれば所在地の県の預金額の大半をその地方銀行が占めていることになり、その銀行はその地域にとって欠かすことのできない存在といえる。一方、預金シェアが0.1であればそれ以上のシェアを持った銀行がほかにも多数存在することになり、その銀行の有する責任は少ないものとなる。つまり、預金シェアが大きい銀行は収益力のない事業を切り捨てて積極的な新しい事業展開をするという行動を取りにくい立場にあるといえるであろう。また、投資信託販売をはじめとしたリテール業務には、前向きな改革を通じたインフラ整備によるオペレーション・リスク管理がある。このような理由から預金シェアは投信取扱額に負の影響を与えるであろう。また、一般的に高所得者ほど可処分所得が多く、投資意欲が高いといえる。このため、1人あたり県民所得は投信取扱額に正の影響を与えるであろう。さらに、資金運用収支が大きい地方銀行はその高い収益力によって、さらに前向きな改革を行っていくことができるであろう。したがって、資金運用収支は正の影響を与えるであろう。

⑦ 県内事業所数 = f (中小企業向け貸出額、大企業向け貸出額、一人当たり県民所得、都市銀行貸出額)

地方銀行が積極的に中小企業へ貸出を行うことは、独立を考えている人にとって新たに事業を始める機会を与えることになる。そのため、中小企業に積極的な貸出を行うことで新規

開業率が増加が見込まれ、県内事業所数も増加するであろう。一方、大企業向け貸出額が増えると大企業の設備投資が増加し、多くの雇用を吸収するため、新規開業率が減少するであろう。したがって、大企業向け貸出額は県内事業所数に負の影響を与えるであろう。また、一人当たり県民所得が大きくなることは、人々に企業に勤めるインセンティブを与えるであろう。そのため新規開業率が低下すると考えられる。したがって、一人当たり県民所得は県内事業所数に負の影響を与えるであろう。さらに、都市銀行貸出額については中小企業向け貸出と同じことがいえると考えられる。そのため、都市銀行貸出額は県内事業所数に正の影響を与えるであろう。

4 二段階最小自乗法の計測結果

ここでは、二段階最小自乗法による計測結果の概要について述べていくことにする。式毎の計測結果は表 1 で示されている。なお、この分析ではデータについて自然対数を底とした対数に変換して計測を行っている。

まず第 1 式の「資金運用収支」であるが、

- ① 資金運用収支 = f (中小企業向け貸出額、大企業向け貸出額、県内事業所数、都市銀行貸出額)

中小企業向け貸出額は係数が 0.675 で t 値が 3.370 と 1 % で有意であり、大企業向け貸出額についても係数が 0.255 で t 値が 1.675 と 10 % で有意となった。このことから、貸出額の増加は中小企業向け、大企業向け共に資金運用収支に正の影響を与えることがわかり仮説を支持する結果となった。また、中小企業向け貸出額のほうが係数と t 値がともに大きく資金運用収支に大きな影響を与えるということがわかった。このことから、地位密着型経営を実践することで中小企業に対して積極的な貸出を行っていくことの重要性が示されたといえよう。県内事業所数については t 値が 1.007 有意な結果が得られなかった。そして、都市銀行貸出額についても t 値が -0.013 と有意な結果を得ることができなかった。つづいて、第 2 式の「役務取引収支」であるが、

- ② 役務取引収支 = f (投信取扱額、店舗数、地方銀行預金額)

投信取扱額は係数が 0.305 で t 値が 2.167 と 5 % で有意であり、仮説を支持する結果が得られた。これは、投資信託の販売業務が地方銀行の収益力を向上に対して有効な戦略であるということを示している。また、店舗数についても係数が 0.454 で t 値が 2.077 と 5 % で有意な結果が得られ、地方銀行の役務取引収支を増加させるためには規模の拡大が重要であることが示された。さらに、地方銀行預金額の係数は 0.0584、 t 値は 2.898 と 1 % で有意であ

表1 二段階最小自乗法による計測結果

従属変数	独立変数	係数 (t値)	R^2
資金運用収支	中小企業向け貸出額	0.675(3.370)***	0.96
	大企業向け貸出額	0.255(1.675)*	
	県内事業所数	0.120(1.007)	
役務取引収支	都市銀行貸出額	-0.041(-1.013)	0.88
	投信取扱額	0.305(2.16)**	
	店舗数	0.454(2.077)**	
コア業務純益	地方銀行預金額	0.584(2.898)***	0.89
	中小企業向け貸出額	1.019(8.047)***	
	大企業向け貸出額	0.344(2.522)**	
中小企業向け貸出額	店舗数	-0.379(-1.468)	0.94
	大企業向け貸出額	0.790(29.538)***	
	県内事業所数	0.388(12.679)***	
大企業向け貸出額	自己資本比率	-0.057(-3.601)***	0.85
	ダミー変数（足利銀行）	-1.606(-3.259)***	
	中小企業向け貸出額	1.259(18.360)***	
投信取扱額	県内事業所数	-0.489(-7.218)***	0.59
	自己資本比率	0.072(2.347)**	
	ダミー変数（足利銀行）	2.056(2.126)**	
県内事業所数	預金シェア	-0.452(-1.785)*	0.86
	一人当たり県民所得	1.086(1.982)*	
	資金運用収支	0.969(7.842)***	
都市銀行貸出額	中小企業向け貸出額	0.739(1.859)*	
	大企業向け貸出額	-0.567(-1.893)*	
	一人当たり県民所得	-0.467(-1.408)	

注意：計測結果は対数をとって計測されたものである（標本数は64）。また、 R^2 は自由度修正済み決定係数を表す。***は1%で有意、**は5%で有意、*は10%で有意を表している。

り仮説どおり結果が得られた。第3式の「コア業務純益」であるが、

③ コア業務純益 = f (中小企業向け貸出額、大企業向け貸出額、店舗数)

中小企業向け貸出額は係数が1.019でt値が8.047と1%で有意であり、大企業向け貸出額についても係数が0.344でt値が2.522と5%で有意となった。このことから、中小企業向け、大企業向けどちらの貸出額が増加しても銀行の収益が上昇するという仮説通りの結果が得られた。そして、資金運用収益の式と同じように、中小企業向け貸出額のほうが係数とt値がともに大きく地方銀行の収益に大きく貢献していることが示された。また、店舗数においては有意ではなかったが、係数が-0.379でt値が-1.468という仮説と異なる結果が得られた。この結果について、役務取引収支の式で店舗数が地方銀行の収益に貢献している

と示されたことと比較して考えてみよう。店舗網の拡大による規模の経済性を活かしたメリットを店舗の設置や維持のためのコストが上回ってしまうことが理由として考えられる。つまり、規模の経済性を活かした戦略をとるには代理店を利用するなどコスト面を考慮した戦略が必要であるといえよう。つづいて、第 4 式の「中小企業向け貸出額」であるが、

④ 中小企業向け貸出額 = f (大企業向け貸出額、県内事業所数、自己資本比率、ダミー変数)

大企業向け貸出額は係数が 0.790 で t 値が 29.538 と 1 % で有意であり、県内事業所数は係数が 0.388 で t 値が 12.679 と 1 % で有意となった。これらはどちらも仮説どおりである。県内事業所数に注目すると、新規開業を促進するような地方銀行の戦略はさらなる資金需要を生み地方銀行にとっても大きなメリットがあるといえるであろう。また、自己資本比率については係数が -0.057 で t 値は -3.601 と 1 % で有意であるという計測結果が得られた。このことは、現行の BIS 規制によって地方銀行が中小企業に対する貸出を抑えてしまっていることを示している。つまり、地方銀行は自己資本比率を高める努力と中小企業へ積極的に貸出を行うという 2 つ相反する目標に向かっていく必要があるのである。このことが地方銀行経営の難しさを示しているといえよう。つづいて、第 5 式の「大企業向け貸出額」であるが、

⑤ 大企業向け貸出額 = f (中小企業向け貸出額、県内事業所数、自己資本比率、ダミー変数)

中小企業向け貸出額は係数が 1.259 で t 値が 18.360 と 1 % で有意であり仮説を支持する結果となった。また、県内事業所数の係数が -0.489 で t 値が 12.679 と 1 % で有意となり、仮説と逆の結果が得られた。このことは、県内事業所数の多い地域には大手都市銀行の進出が盛んに行われており、優良大企業を抱え込むためだと考えられる。さらに、自己資本比率については係数が 0.072 で t 値が 2.347 と 5 % で有意であるという仮説どおりの結果が得られた。このことは、BIS 規制によって地方銀行は積極的に貸出を行っていくべき中小企業から先に手を引いてしまうということを示しているであろう。第 6 式の「中小企業向け貸出額」であるが、

⑥ 投信取扱額 = f (預金シェア、一人当たり県民所得、資金運用収支)

預金シェアは係数が -4.052 で t 値が -1.785 と 10 % で有意であり、仮説を支持する結果が得られた。よって、それぞれの地域で大きなシェアを持っている巨大地方銀行は投信販売等の新たな取り組みに対して不利な立場にあるといえるであろう。また、一人当たり県民所得は係数が 1.086 で t 値が 1.982 と 10 % で有意であり、資金運用収支は係数が 0.969 で t 値が 7.842 と 1 % で有意であるという結果が得られた。これらはともに仮説どおりである。つづいて、第 7 式の「県内事業所数」であるが、

⑦ 県内事業所数 = f (中小企業向け貸出額、大企業向け貸出額、一人当たり県民所得、都市銀行貸出額)

中小企業向け貸出額は係数が 0.739 で t 値が 1.859 と 10 % で有意であり、大企業向け貸出額は係数が -0.567 で t 値が -1.893 と 10 % で有意となった。これらはともに仮説どおりである。この結果によって、地方銀行が積極的に貸出を行うことによって新規開業が促進されることが示されたといえよう。また、一人当たり県民所得については係数が -0.467 で t 値が -1.408 と t 値が少し低いが仮説を支持する結果となった。さらに、都市銀行貸出額については係数が 0.255 で t 値が 4.575 と 1 % で有意となり仮設を支持する結果となった。

5 計測結果による政策的含蓄

ここでは、以上で述べたことを総括し、計量分析の結果を踏まえ、今後の地方銀行経営への政策提言を行うことにしよう。なお、地方銀行は将来リテール業務による収益力低下が予測されているため、従来の預貸業務による収益強化が必須であるという仮定のもとで考えていく。まず、計量分析の結果の中で重要なものについての説明を行うことにする。

第 1 に、地方銀行経営においての中小企業へ積極的に貸出を行う重要性が示された点である。分析結果から、中小企業向け貸出額が 1 % 増加すると、資金運用収支が 0.675 %、コア業務純益が 1.109 %、大企業向け貸出額が 1.259 % そして県内事業所数が 0.739 % それぞれ増加することが示された（逆に、大企業向け貸出額の増加は県事業所数を減少させ、県内事業所数の増加は大企業向け貸出額を減少させる結果となっている）。つづいて第 2 に、第 1 とは異なる意味でも中小企業向け貸出額の重要性が示された点である。すなわち、中小企業向け貸出額が 1 % 増加すれば、大企業向け貸出額は 1.259 % 増加するのに対し、大企業向け貸出額が 1 % 増加しても、中小企業向け貸出額は 0.790 しか増加しない結果となっている。第 3 に、地域密着型経営の重要性が示された点である。県内事業所数が 1 % 増加すると中小企業向け貸出額は 0.388 % 増加する。また、中小企業向け貸出額が 1 % 増加すると県内事業所数は県内事業所数が 0.739 % 増加する。つまり、新規開業者に対して積極的に融資を行うことは有意義といえるであろう。さらに第 4 に、自己資本比率が貸出に与える影響が示された点である。自己資本比率が 1 % 増加すると中小企業向け貸出額は 0.057 % 減少し、大企業向け貸出額が 0.072 % 増加する。つまり、自己資本比率を維持するために貸出が抑えられてしまうのは中小企業に対してだけである。第 5 に、店舗網の維持拡大によるコストの大きさが示された点である。店舗数は役務取引収支に対しては正の影響を与えるがコア業務純益に対しては、有意ではないが t 値が負の値を示した。つまり、店舗ネットワークにより得られる手数料収入よりも、コストが大きくなってしまっていると考えられる。

つづいて、以上の要点をふまえ、これから的地方銀行の進むべき方向についての考察を行

う。計測結果から、中小企業向け貸出の重要性が示された。また、近年地方銀行では BIS 規定等により、自己資本比率の改善が求められているということは今までに述べてきた。つまり、地方銀行は中小企業への積極的な貸出と自己資本比率の維持を両立していかなければならない。しかし、理論、計測結果どちらの面からみてもそれらを両立することは困難である。つまり地方銀行には、地域に根ざした経営を行うことにより、高度なリスク管理を行っていく必要があると言えよう。さらに、県内事業所数に関する計測結果からみてもその地域に根ざした経営の重要性は明らかである。このように、これまでの分析では複数の角度から地域密着型経営の推進による中小企業向け貸出推進が不可欠であるという結論が示されている。つまり、地方銀行の預貸業務による収益力強化を実現するためには地域密着型経営の推進意外に残された道はないと思われる。

では、地域密着型経営の推進にはどのような方策が求められるであろうか。ここからは、地域密着型経営を実現するための具体的な政策提言を述べていくことにする。第 1 の提言は、高い付加価値を持った金融サービスの提供に力を入れることである。つまり、「顧客の問題を解決するための情報提供」や「企業価値を高めるような情報提供」を行うことにより金融サービスに新たな付加価値を与えるのである。計測結果から、中小企業とくに新規開業者に対する積極的な貸出の必要性が示された。そして、中小企業や新規開業者は経営に関するノウハウや地域の有用な情報を得る機会に乏しいと考えられる。そのため、このような情報を必要とする企業は高い金利を払ってでもそれらの情報を得ようとするであろう。つまり、大手都市銀行の規模の生かした低金利による貸出政策に対抗して、規模で劣る地方銀行は金利競争を挑むのではなく高い付加価値を持った貸出等の金融サービスを行うべきなのである。このことで、高コストながら適正な金利での貸出が可能となるであろう。

つぎに、この高い付加価値を持った金融サービスを実現するための方法を 2 つに分けて説明することにする。第 1 に、社員教育の徹底が必要であろう。高い付加価値を持ったサービスを行うためには専門性を備えた優秀な社員が多数必要であろう。つづいて第 2 に、目的にあった人事評価システムの構築が必要であろう。利益水準のみを評価対象とするのでは、社員がそれぞれノルマ達成を目指すことになり高付加価値なサービスは望めない。地域にとり有用な情報やノウハウを溜め込むというような付加価値創造は評価されるべき実績である。つまり、目的にあったきめの細かい人事評価システムの構築が必要といえるのである。

第 2 の提言は、低付加価値事業の効率化である。低付加価値事業とは顧客が金融サービスの価格にしか興味を示さず、それ以外の付加価値を求めないサービスのことである。個人向けの預金やローン、さらには資金決済等が低付加価値事業に当てはまる。低付加価値事業はサービスの価値ではなく価格の競争となるため、地方銀行は不利であろう。しかし、地方銀行はその地域での役割からこれらの事業切り離すことはできないのである。そのため、効率

化の取り組みが必要となるのである。計測結果からも店舗拡張の効果としての低付加価値事業である手数料収入の増加は、コスト面から望まれていないことが示された。この事実からも低付加価値事業は拡大するべきでなく、効率化の必要があるといえるのである。具体的な取り組みとしては、他の金融機関とのシステムの共同利用や外部委託を積極的に行っていくべきであろう。また、この取り組みによって高付加価値事業に多くの資源を投入できることも考えられる。

そして、第3の提言は、リスク管理である。第1の提言で述べた社員教育の徹底や人事評価システムの構築によって、地方銀行には今まで以上に地域の正確な情報が集まることになる。これらの情報を有効活用したリスク管理を行うことでさらなる新しい貸出先を見つけることができるであろう。最後に、リテール業務についての考えを述べておこう。本稿において、将来的にはリテール業務による収益力は低下し、従来の預貸業務による強化が必須であるという予測を立てている。それは以下の理由によるものである。投資信託や保険の販売を行ったリテール業務は企業への貸出と異なり、人それぞれに許容できるリスクの限界がある。そのため、同じ相手に多くの量を販売することは不可能である。つまり、長期的に販売を拡大するためには、いずれ地域にとらわれず外の地域へ新規顧客を開拓する必要が出てくるのである。これは、地域密着型経営と逆の動きとなってしまう。また、近年この分野は競争が激化しており、将来的にはリテール業務における収益力は低下すると考えられるのである。

しかし、実際この論文において、このリテール業務についての詳しい分析は行っておらず、将来リテール業務の収益力が低下するということも予測に過ぎない。実際、計測結果からも、投信取扱額が1%増加すると役務取引収支は0.305%増加することが示されている。そのため、短期的にはリテール業務は地方銀行の収益向上に対して非常に有効であるといえる。つまり、本論文において筆者は、地方銀行におけるリテール業務自体を否定しているのではなく、預貸業務における収益力の低下をリテール業務によって補う構造を改善すべきであると考えるのである。これから的地方銀行はリテール業務によっての収益に過度に頼ることなく地域経済に対する積極的な取り組みを行っていくべきであろう。

6 おわりに

以上、地方銀行の収益強化対策について、計量的研究をもとに述べてきた。歴史、モデル作成、二段階最小二乗法、推定、政策的インプリケーションについて述べてきた。地方銀行は地域密着型経営の推進に欠かせない存在である。しかし、自己資本比率と中小企業への積極的な貸出とはトレード関係にありながら、地方銀行は中小企業への積極的な貸出と自己資

本比率の維持を両立していかなければならないのである。それゆえ、非常に困難な状況となっている。そのため、上述のように、3つの提言、高い付加価値を持った金融サービスの提供に力を入れる。低付加価値事業の効率化を行う。リスク管理の3方向で、収益力向上を図らねばならないのである。

注1) 図2、3および本文の専門用語の意味は、次のとおりである。

- ①資金運用収支とは、貸出業務等の利息から生まれる収支で、銀行業務の中で最も大きなウエイトを占めるものである。
$$\text{資金運用収支} = (\text{資金運用収益}) - (\text{資金調達費用})$$
なお、資金運良収益というのは、銀行が受け取った利息の合計額である。また、資金調達費用というのは、預金をはじめとする銀行が支払った利息の合計額である。
- ②役務取引収支とはサービスを行うことにより得られる収入（主に手数料収入）とサービスを提供するために必要な費用の差額である。投資信託業務等の個人向け金融商品から得られる手数料収入も、役務取引収支に含まれている（役務とは一般的にサービスのことをいう）。
- ③業務純益とは、業務粗利益から経費や一般貸倒引当金等の費用を差し引いたものであり、一般的に銀行本来の業務による利益を表している。なお、業務粗利益は資金運用収支、役務取引等収支、特定取引収支、その他業務収支の合計をいう。
- ④特定取引収支とは、特定取引勘定を設置している銀行が商品有価証券を売買したことなどから生じた収益と費用の差である（特定取引勘定を設置しない銀行には、生じない）。
- ⑤その他業務収支とは、銀行の収支の中で資金運用収支、役務取引等収支、特定取引収支に属さないものです。
- ⑥コア業務純益とは、業務純益のなかで有価証券の売却損益や償却など金融環境次第で収益を大きく押し上げたり、悪化させたりし、年度に応じ振れを生じさせる要因がある。業務純益の中でそのような要因を取り除いたものをコア業務純益という。なお、コア業務純益 = (業務純益) + (一般貸倒引当金繰入額) - (債券関係損益)

参考文献

1. 黒田晃生（2002）『入門金融』東洋経済新報社、60-61、69-77 頁。
2. 畫間文彦（2000）『基礎コース金融論』新世社、51-54 頁
3. 多胡秀人=長濱裕士（2005）『地域金融機関はなぜ強くなれないか』中央経済社、全頁。

4. 酒井良清 (2004) 『金融システムの経済学』 東洋経済新報社、130-152、175-178 頁。
5. 滝川好夫 (2002) 『入門新しい金融論』 日本評論社、199-205 頁
6. 小林道正 (2003) 『ブラック・ショールズと確率微分方程式』、147-169 頁
7. 翁百合 (1998) 『情報開示と日本の金融システム』 東洋経済新報社、121-129、133-135 頁。
8. 羽森茂之 (2000) 『計量経済学』 中央経済社、11-47 頁。
9. 山本拓 (1999) 『計量経済学』 新世社、91-119、247-274 頁。
10. 新井進一 (2003) 『金融マップ 2004 年版』 金融ジャーナル社、6-15 頁。
11. 全国銀行協会ホームページ (<http://www.zenginkyo.or.jp>)
12. 全国地方行協会ホームページ (<http://www.chiginkyo.or.jp>)
13. 金融庁ホームページ (<http://www.fsa.go.jp>)
14. 総務省統計局ホームページ (<http://www.stat.go.jp>)
15. 日本銀行ホームページ (<http://www.boj.or.jp>)
16. ブラック＝ショールズ・モデル (<http://www.sumitomotrust.co.jp/FPM/business/derivative>
280/p51